

農業災害補償制度（農業共済）の概要

平成 2 8 年 1 0 月

農林水産省

I 農業災害補償制度のスキーム

1. 制度の目的

農業災害補償法（昭和22年制定）に基づき、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける損失（収穫量の減少等）を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補填することにより、農業者の経営安定を図っている。

本制度は、農業者の相互扶助を基本に、全国各地域にある農業共済組合又は市町村によって運営され、「農業共済」とも呼ばれている。

2. 対象品目等

- 本制度では、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設を対象として事業を実施している。
- 農業共済の対象品目が農業総産出額に占める割合は6割程度であり、全ての品目をカバーしているわけではない。
- 制度発足当初は、農作物共済、家畜共済のみを実施していたが、一定の農業者ニーズがあり、かつ、事業の実施に必要な客観的な収穫量や被害状況の把握が技術的・事務的に可能なものについて追加してきている。

例えば、年に作付が数回行われるような野菜（葉物野菜等）については、収穫量の確認等に係る事務が膨大となることから、対象としていない。

対象品目等一覧

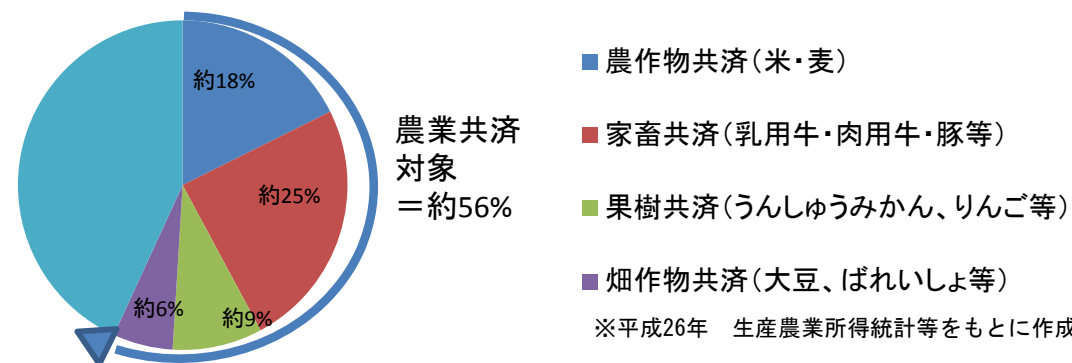
事業種類	対象農作物等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、豚、馬
果樹共済	うんしゅうみかん、りんご、なし、ぶどう、うめ、もも、かき、おうとう、いよかん、キウイフルーツ、なつみかん、すもも、くり、びわ、パインアップル、指定かんきつ
畑作物共済	てん菜、大豆、ばれいしょ、たまねぎ、さとうきび、小豆、そば、いんげん、かぼちゃ、スイートコーン、茶、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（ビニールハウス等）

注1 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。

2 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。

3 以上の事業のほか、任意共済を実施（建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし）

農業総産出額に占める農業共済対象品目等の産出額割合



3. 加入方法等

○ 農業共済への加入は、品目ごとに、原則として
農業者の意思で加入することとなっている。

○ 加入単位は、個人又は法人ごとが基本である
が、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済では、
任意の農業生産組織でも組織単位で加入が可能で
ある。

組織単位での加入は、多数の農業者に係る共済
契約が集約されることから、事務コストの削減効
果がある。

農業共済資格団体

以下の全ての要件を満たす集落営農等の農業生産組織については、農業共済に組織単位で一体的に加入できることとされている。

- ① 構成員の全てが共済組合の区域内に住所を有すること
- ② 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の対象品目の耕作又は栽培を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること
- ④ 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の対象品目の耕作又は栽培を行うことを目的とすること

農業共済資格団体の状況

	加入資格団体数
農作物共済	4,494
果樹共済	17
畑作物共済	1,551
計	6,062

- 一方、農作物共済については、対象品目につき一定規模以上の耕作を行う者は、農作物共済への加入が義務付けられている（当然加入制）。

当然加入制の適用基準

以下の適用基準の範囲内において、各都道府県知事が告示

適用地域	水稻	麦
都府県	20a～40a	10a～30a
北海道	30a～1ha	40a～1ha

農作物共済の引受実績等

※平成27年度実績

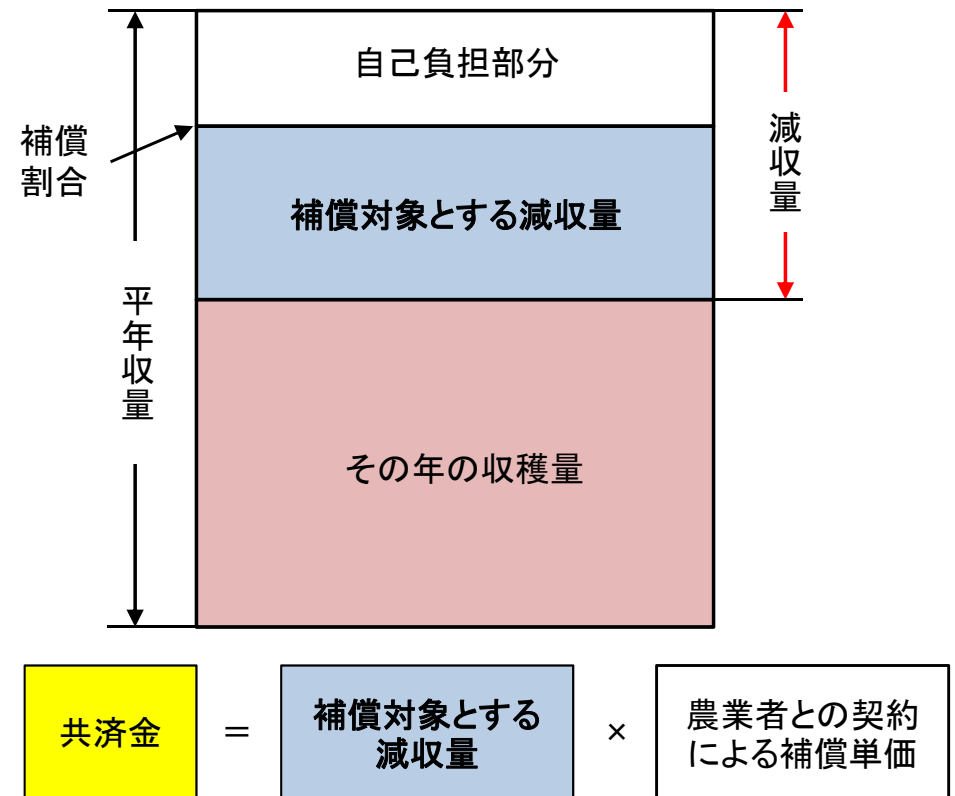
事業種類等	引受件数	引受面積
農作物共済	149万件	173万ha
うち水稻	144万件	146万ha
うち麦	4万件	27万ha
農業共済全体	189万件	—

4. 収穫共済(農作物共済、果樹共済、畑作物共済)のスキーム

(1) 補填の仕組み

- 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済は、災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に、補償対象とする減収量に対し、共済金を支払う。

収穫共済の補填の仕組み



(2) 引受方式

○ 共済契約は、支払基準、補償単位及び損害評価方法の異なるいくつかの引受方式が定められており、その中から、農業者が選択することとなっている。

- ① 一筆方式（果樹共済は樹園地単位方式）
- ② 半相殺方式
- ③ 全相殺方式
- ④ 災害収入共済方式

引受方式の概要

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式 樹園地単位方式	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少かつ 生産金額減少	農業者	出荷資料

一筆方式・樹園地単位方式：ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

半相殺方式：農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い

全相殺方式：農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

災害収入共済方式：農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

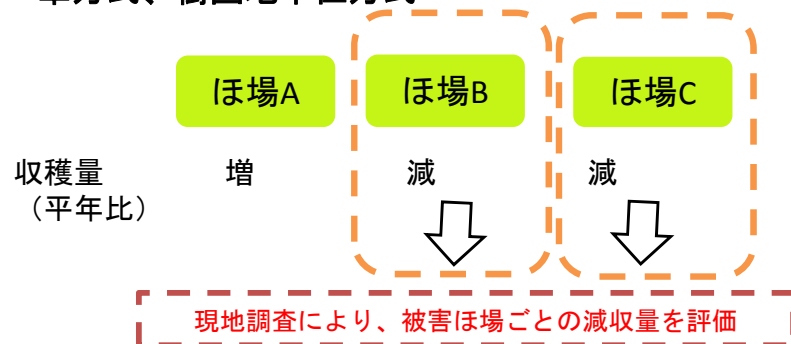
引受方式(事業別)

事業種類	一筆方式・ 樹園地単位 方式	半相殺 方式	全相殺 方式	災害収入 共済方式
農作物共済	○	○	○	○
果樹共済	○	○	○	○
畑作物共済	品目ごとに引受方式が定められている			
(例)大豆	○	○	○	—
(例)てん菜			○	

(参考)引受方式のイメージ

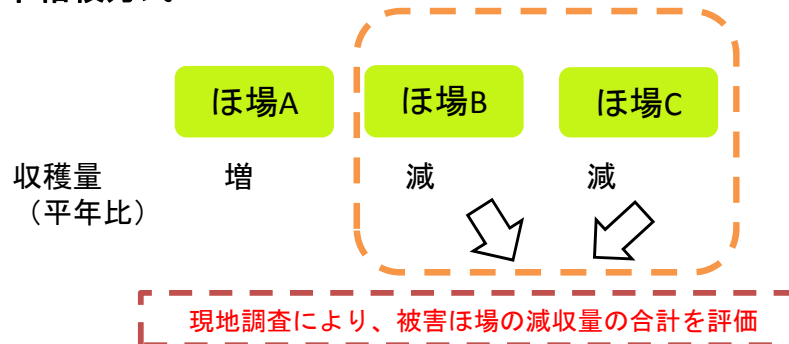
例：ある農業者が特定の品目につき、ほ場A～Cで栽培。
ほ場Aについては収穫量が増加、ほ場B、Cについては収穫量が減少。

①一筆方式、樹園地単位方式



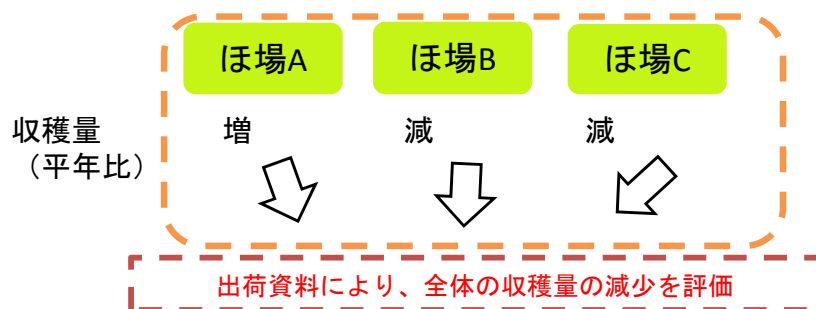
→この場合、ほ場B、Cごとにそれぞれ、収穫量が平年と比べ一定割合（水稻：3割）を超えて減少すれば、共済金を支払う。

②半相殺方式



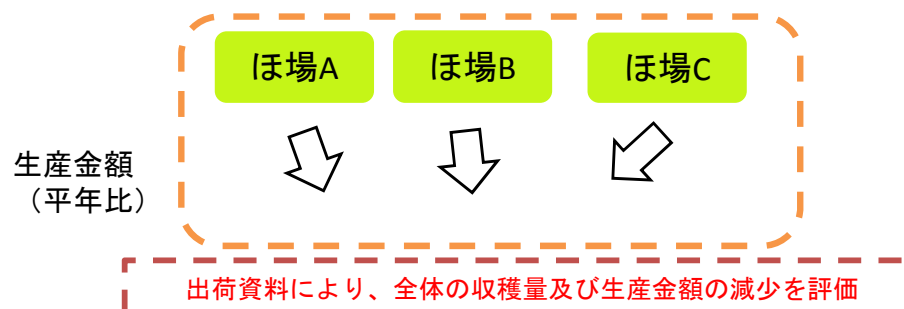
→この場合、ほ場B、Cの減収量の合計が、ほ場A～Cの平年収穫量の合計の一定割合（水稻：2割）を超えていれば、共済金を支払う。

③全相殺方式



→この場合、ほ場A～Cの収穫量を合計し、平年の収穫量の一定割合（水稻：1割）を超えて減少すれば、共済金を支払う。

④災害収入共済方式



→この場合、ほ場A～Cに係る生産金額を合計し、平年の生産金額の一定割合（水稻：1割）を超えて減少すれば、共済金を支払う（収穫量の減少を伴う場合に限る）。

○ 制度発足当初は一筆方式のみであったが、農業経営の規模拡大に伴う経営リスクの適切なカバー、損害評価に係る事務コストの削減のため、全相殺方式、災害収入共済方式等を拡充・推進してきている。

○ このうち、農業共済の大宗を占める水稻については、一筆方式のシェアが高くなっている。

○ 麦については、系統団体を通じた出荷の割合が高く、客観的な出荷データの提供が容易であることなどの理由から、災害収入共済方式のシェアが高くなっている。

○ 果樹のうち、

① うんしゅうみかんは、系統団体を通じた出荷の割合が高く、客観的な出荷データの提供が容易であることなどの理由から、災害収入共済方式のシェアが高くなっており、

② りんごは、出荷ルートが多様であることなどの理由から、半相殺方式のシェアが高くなっている。

○ また、果樹共済では、特定の自然災害(暴風雨、ひょう害、凍霜害)による損害のみを補償対象とする特定危険方式が措置されている。

一筆方式と全相殺方式の補償の比較(イメージ)

例：ほ場Aで2割、ほ場Bで3割、ほ場Cで4割収穫量が減少
(各ほ場の通常の収穫量は同じ)

○一筆方式（ほ場（一筆）ごとに3割を超える減収の場合に支払い）

	ほ場A	ほ場B	ほ場C
収穫量	2割減	3割減	4割減

→ほ場Cのみで共済金が支払われ、収穫量の減少リスク全体が適切にカバーされていない。

○全相殺方式（農業者ごとに1割を超える減収の場合に支払い）

	ほ場A	ほ場B	ほ場C
全体の収穫量	3割減		

→全体の収穫量の減少に応じて共済金が支払われ、収穫量の減少リスク全体が適切にカバーされる。

引受方式ごとの加入面積の割合

※平成27年度実績

	一筆方式 樹園地単位方式		半相殺方式		全相殺方式	災害収入共済方式
		うち特定危険方式		うち特定危険方式		
農作物共済（計）	68%		8%		9%	15%
水 稻	79%		9%		9%	3%
麦	7%		0%		10%	84%
果樹共済（計）	10%	8%	62%	30%	2%	26%
うんしゅうみかん	—	—	34%	1%	0%	65%
りんご	11%	10%	89%	80%	—	—
畑作物共済（計）	6%		10%		84%	0%
大 豆	15%		3%		83%	—

- さらに、農作物共済では、農業者が掛金負担を勘案して補償金額を選択できるよう、共済金の発動基準である補償割合が複数設定されている。

農作物共済(水稻)における補償割合と共済掛金(全国平均)

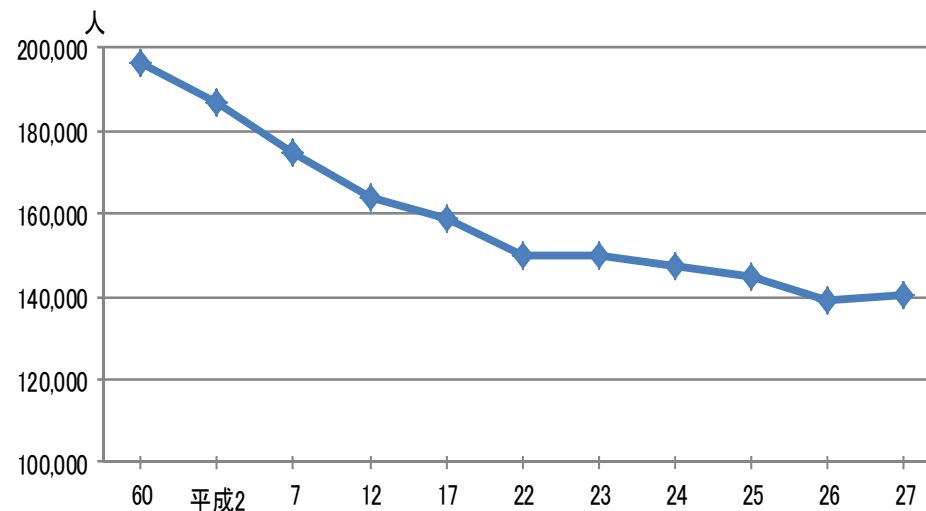
単位：円

引受方式	補償割合	共済掛金 (農家負担)
一筆方式	7割	264
	6割	160
	5割	93
半相殺方式	8割	379
	7割	188
	6割	97
全相殺方式	9割	735
	8割	351
	7割	184
災害収入共済方式	9割	858
	8割	355
	7割	163

(3) 損害評価業務

- 一般的な損害評価業務の手順は、農業者からの損害通知（被害申告）を受け、
 - ① 農業共済組合等による損害評価（組合員等である農業者が損害評価員として3人1組での調査及び組合職員等による調査の2段階）
 - ② 農業共済組合連合会による損害評価を実施することとなっている。
- 従来、損害評価員が行う業務については、組合員等の全員参加を前提としたボランティアにより行われてきたが、農業者の減少、高齢化等により、損害評価員の確保が困難となってきている。

損害評価員数の推移



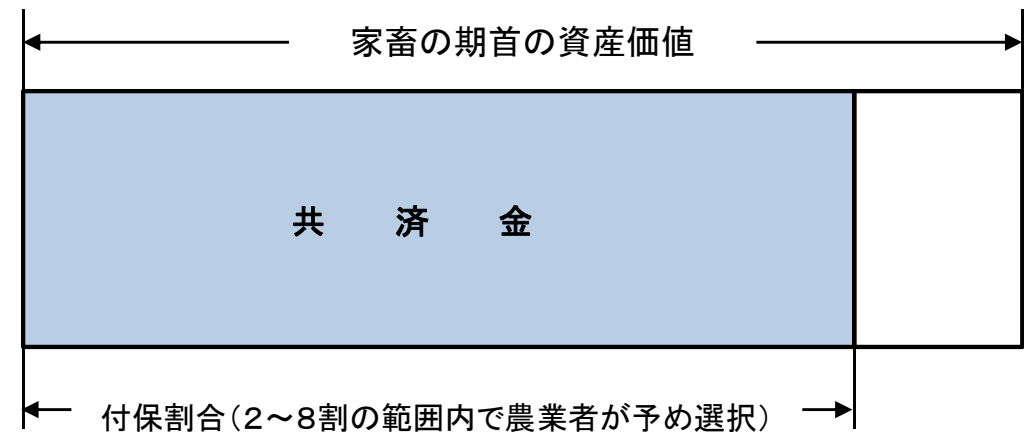
5. 家畜共済のスキーム

- 家畜共済は、他の共済とは異なり、
- ① 死廃事故の補償（生命保険のようなもの）
家畜がと畜されずに、死亡や廃用※となった場合に、家畜1頭ごとの資産価値を補填
※家畜としての使用価値を失ったもの
 - ② 病傷事故の補償（医療保険のようなもの）
家畜が疾病・傷害を負った場合に、診療費を補填
- で構成されている。

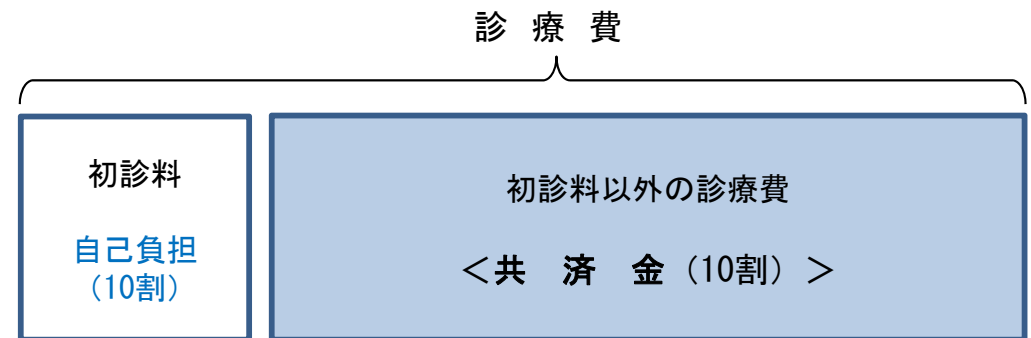
家畜共済の対象

牛、豚、馬

死亡事故の補填の仕組み



病傷事故の補填の仕組み



- 事故が発生しそうな家畜を選んで加入する逆選択を防止するため、家畜の種類ごとに、全ての飼育頭数で加入することを基本としている（包括共済）。
- このため、家畜の異動の都度、
 - ア 農業者は農業共済組合等に申告し、
 - イ 農業共済組合等は異動した家畜を確認することが必要である。
- 損害評価業務は、農業者からの損害通知を受け、農業共済組合等の獣医師や職員が確認することとなっている。
- 加入家畜の診療等のため、多くの農業共済団体は家畜診療所を開設（全国で262か所）しており、家畜衛生のインフラとしての側面も有している。

家畜（産業動物）を診療する獣医師の内訳

	獣医師数	割合
個人開業	1,896人	43.9%
農業共済団体	1,786人	41.4%
その他	635人	14.7%
全体	4,317人	100.0%

※農林水産省調べ（平成26年12月末時点）

6. 園芸施設共済のスキーム

- 園芸施設共済は、ガラス温室やビニールハウスなどの園芸施設を対象とし、風水害等の自然災害や火災等により損害を受けた場合、被害の程度に応じて補償を行う（損害保険のようなもの）。
- 対象は、施設本体に加え、
 - ① 附帯施設（暖房施設、給水施設等）
 - ② 施設内農作物（他の共済の対象となっている農作物等を除く。）
 についても、当該地域の農業共済組合等の判断により追加することが可能である。
- 平成26年2月の豪雪被害等を踏まえ、耐用年数の見直しや補償価額の引上げ等、園芸施設共済の補償を拡充している（平成27年2月から適用）。

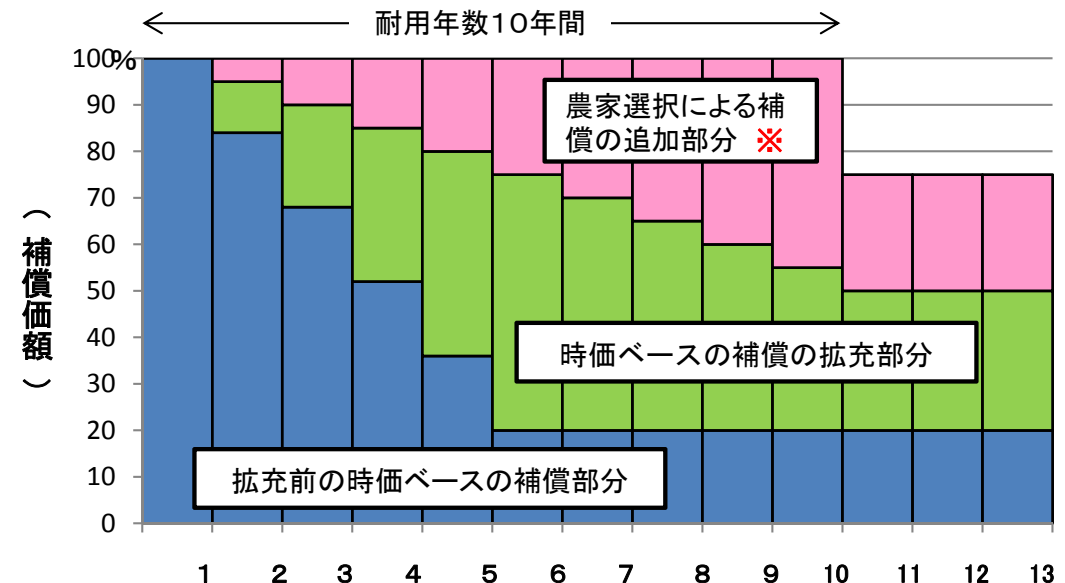
園芸施設共済の対象

施設名等	具体的内容
施設本体	・内部で農作物を栽培するための施設（ガラス温室、ビニールハウス等） ・農作物の生育が阻害されることを防ぐための施設（雨よけ施設等）
附帯施設	・暖房施設、給水施設、換気施設、照明施設等
施設内農作物	・園芸施設内で栽培される農作物（農作物共済等で対象となっている農作物等を除く。）

園芸施設共済の補償の拡充（平成27年2月から適用）

〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限



※ 追加部分の共済掛金は、農業者が全額負担

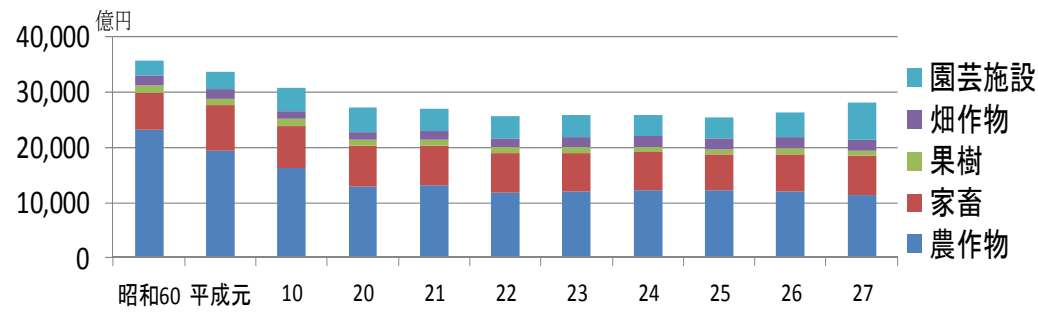
（経過年数）

Ⅱ 農業災害補償制度の実施状況

1. 契約実績

- 共済金額（最大補償額）の総額は、約2兆8千億円であり、農作物共済が4割程度、家畜共済が3割程度を占めている。
農業生産の縮小等を受け、近年は低下傾向にある。
- 引受率は、当然加入制が採られている水稻、麦は90%以上と高く（当然加入面積基準に満たない者の一部が未加入）、家畜共済、畑作物共済も比較的高位にある。
一方、園芸施設共済は5割程度、果樹共済は2割程度となっている。
- 果樹共済などは、農業者間の栽培技術・経営方針等の違いから、被害状況にかなりの差があるため、優良農業者（自らの被害状況と掛金が見合わない）を中心に加入しない傾向にある。

共済金額の推移



引受率等(品目等別)

※平成27年度実績

対象品目等	引受件数	引受面積・頭数	引受率
水稻	144万件	146万ha	97%
麦	4万件	27万ha	98%
乳用牛	2万件	216万頭	93%
肉用牛	5万件	218万頭	67%
果樹共済(収穫)	6万件	4万ha	24%
畑作物共済	7万件	29万ha	70%
園芸施設共済	21万件	2万ha	47%

注 引受率: 契約面積/作付面積等(農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済)
契約頭数/飼養頭数(家畜共済)

2. 共済掛金率

- 共済掛金率は、品目ごと、引受方式等ごとに、過去一定年間の被害発生状況等を踏まえて中長期的に保険収支が均衡するよう、国が基準となる率を農業共済組合等ごとに設定している。
- 各農業共済組合等は、国が設定した基準となる率を下回らない範囲で、農業者に適用する共済掛金率を設定している。
 この場合、共済掛金率は、農業共済組合等内で同一とすることが基本とされているが、農業共済組合等の判断により、農業者ごとの被害の発生状況に応じて設定することも可能となっている（危険段階別共済掛金率）。
- 共済掛金については、農業者の負担軽減を図るため、国が原則として50%を負担している。
- なお、過去の共済金の支払額が、負担した共済掛金の一定額を下回る農業者に対しては、農業共済組合等の判断により、共済掛金の一部を払い戻すことが可能となっている（無事戻し）。

共済掛金率の例(全国平均)

(単位: %)

引受方式	補償割合	農作物共済 (水稻)	果樹共済 (ぶどう)	畑作物共済 (大豆)
一筆 樹園地単位	7割	0.791		6.442
	6割	0.560	2.182	
	5割	0.389		
半相殺	8割	0.992		6.536
	7割	0.564	2.612	
	6割	0.338		
全相殺	9割	1.712		8.613
	8割	0.920		
	7割	0.550	3.945	
災害収入共済	9割	1.781		
	8割	0.948	2.663	
	7割	0.562		
特定危険 (樹園地単位)	7割		0.866	
特定危険 (半相殺)	8割		1.071	

3. 共済金の支払

- 共済金の支払額は、自然災害等の多寡により変動する。
- 冷害時等には共済金の支払いが数千億円に及ぶこともあるが、ここ数年、共済事業全体の共済金支払額は1,000億円程度で推移している。

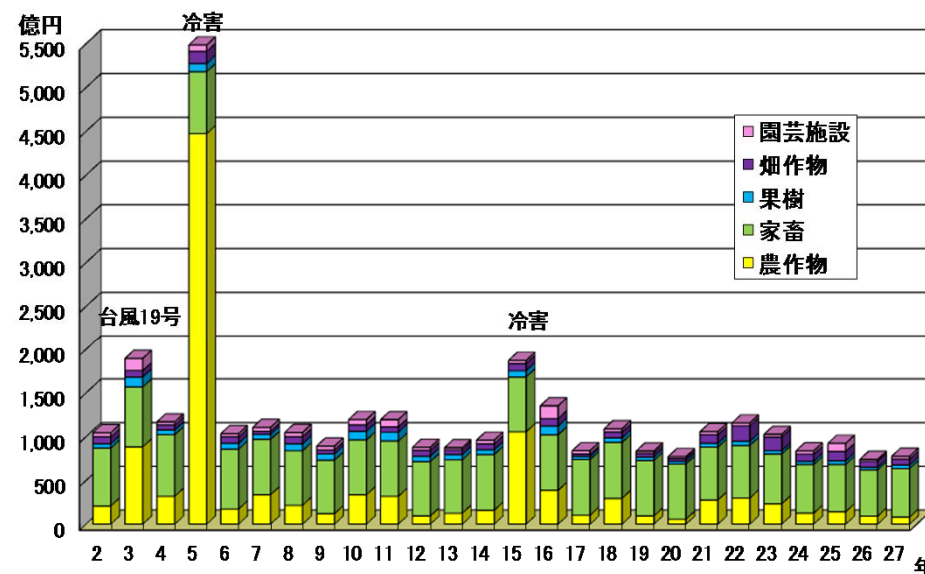
大災害時の共済金支払例

平成5年（冷害）：水稻を中心に共済事業全体で約5,500億円を支払い

平成15年（冷害）：水稻を中心に共済事業全体で約1,800億円を支払い

- 家畜共済については、自然災害等の影響は小さく、毎年500億円程度の共済金を支払っている。

共済金支払額の推移



※平成27年度実績

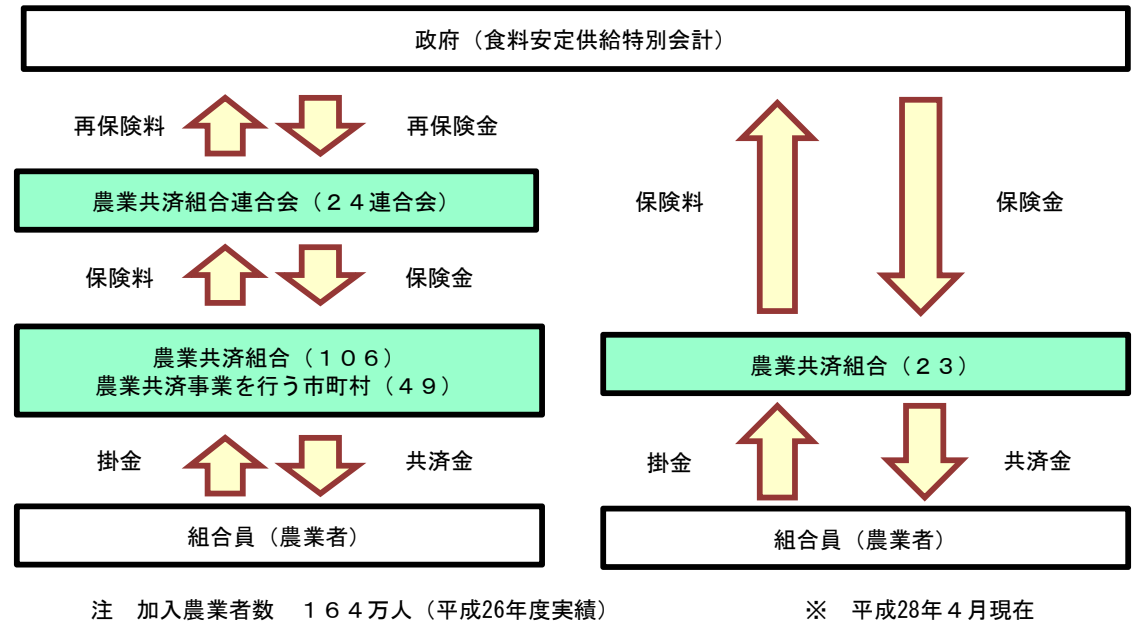
共済事業別の共済金支払額(平成27年産(度))

事業	支払対象	共済金 (億円)
農作物共済	6.6万戸	81.4
うち水稻	5.1万戸	53.1
家畜共済(死廃事故)	38.5万頭	281.6
家畜共済(病傷事故)	239.4万件	273.0
果樹共済	1.4万戸	40.7
畑作物共済	3.0万戸	66.9
園芸施設共済	2.7万棟	33.0
合 計		776.6

Ⅲ 農業災害補償制度の運営体制

- 農業共済については、各地域に設立された農業共済組合又は市町村が実施主体として運営している。
- 農業共済組合等は、管内の農業者と共済契約を締結し、共済掛金を徴収し、被災した農業者に共済金を支払っている。
- また、農業共済組合等の共済金支払が多額となるような大災害に備えて、都道府県ごとの農業共済組合連合会及び政府が保険及び再保険を行っている。
- これまで、農業共済組合等は、組織の強化や効率化を図るため、合併を進めてきており、平成28年4月現在で178組合等となっている。数郡単位を区域とする組合がある一方、1県1組合となっている組合もある。

農業共済の運営体制



1県1組合化の状況

23組織：

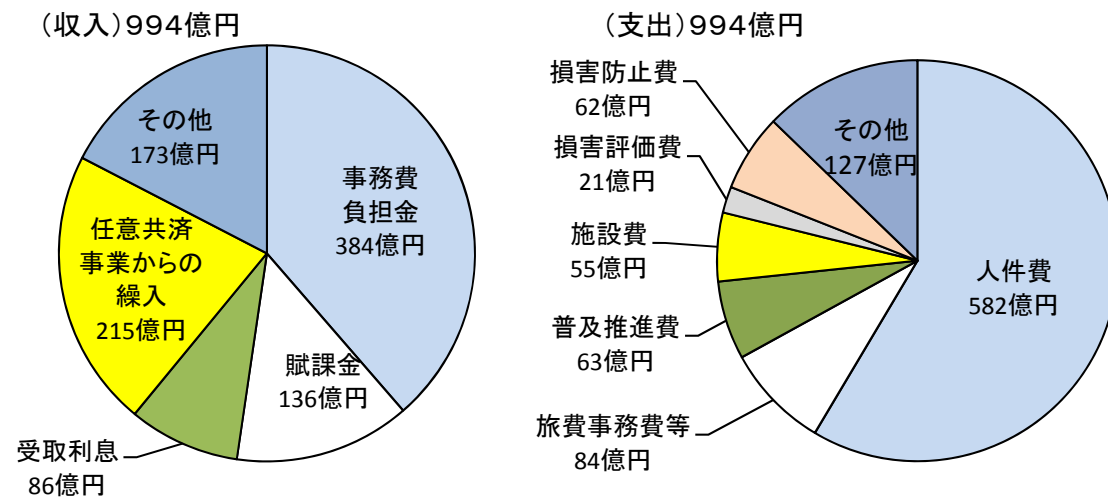
岩手県、宮城県、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、沖縄県

- 農業共済団体の事務費には、国費助成が出ており、平成28年度予算では380億円で、農業共済関係予算全体の43%を占めている。

農業共済団体等の役職員数

	H17	H22	H27
農業共済団体等数 (H17比)	337	300 (89%)	215 (64%)
役員数(人) (H17比)	6,148	5,302 (86%)	2,704 (44%)
1組織当たり役員数	24	22	16
職員数(人) (H17比)	9,112	8,400 (92%)	7,610 (84%)
1組織当たり職員数	27	28	35

農業共済団体の業務収支の状況(平成27年度)



Ⅳ 農業共済関係予算

農業災害補償法に基づき、以下の予算が措置されている。

- ① 共済掛金国庫負担金
(農業者が支払う共済掛金の一定割合
(原則50%) を国が負担)

- ② 農業共済事業事務費負担金
(農業共済団体の事務に係る費用の一部を
国が負担)

農業共済関係予算の推移

(単位:百万円)

事 項	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
農業共済関係事業	93,258	91,103	89,345	89,199	89,136	89,023	88,589 (100%)
うち							
①共済掛金国庫 負担金	50,385	50,110	50,110	50,110	50,110	50,110	50,110 (56.6%)
②農業共済事業 事務費負担金	41,885	40,285	38,685	38,585	38,525	38,425	38,025 (42.9%)